

23. アメリカの連結納税制度の概要

連結納税申告の選択

- (1) 連結グループは、そのグループを構成する全ての法人の同意を条件に、個別納税申告に代えて、連結納税申告を選択できる。
- (2) 連結納税申告を選択した場合には、その取止めについて内国歳入庁長官の承認を受けた場合を除き、継続して連結納税申告を行う必要がある。

連結グループの範囲

- (1) 連結グループは、株式所有関係を通じた親会社と子会社により構成される。
 - ・ 親会社：企業グループ内の一社以上の法人の議決権株式及び株価総額の80%以上を直接保有している法人。
 - ・ 子会社：企業グループ内の法人（親会社を除く。）の議決権株式及び株価総額の80%以上がそのグループ内の他の一社以上の法人により直接保有されている場合におけるその法人。ただし、連結グループから離脱した法人については、その離脱後5年間は同一連結グループの子会社となることはできない。
- (2) なお、外国法人等は、原則として、親会社・子会社から除かれる。

連結課税所得及び連結税額の計算

単体所得について、内部取引に係る損益の繰延べ等の連結調整を行った上で、連結課税所得及び連結税額を計算する。

(別紙「連結課税所得及び連結税額の算出の概要(アメリカ)」参照)

連結納税申告書の提出及び連結税額の納付

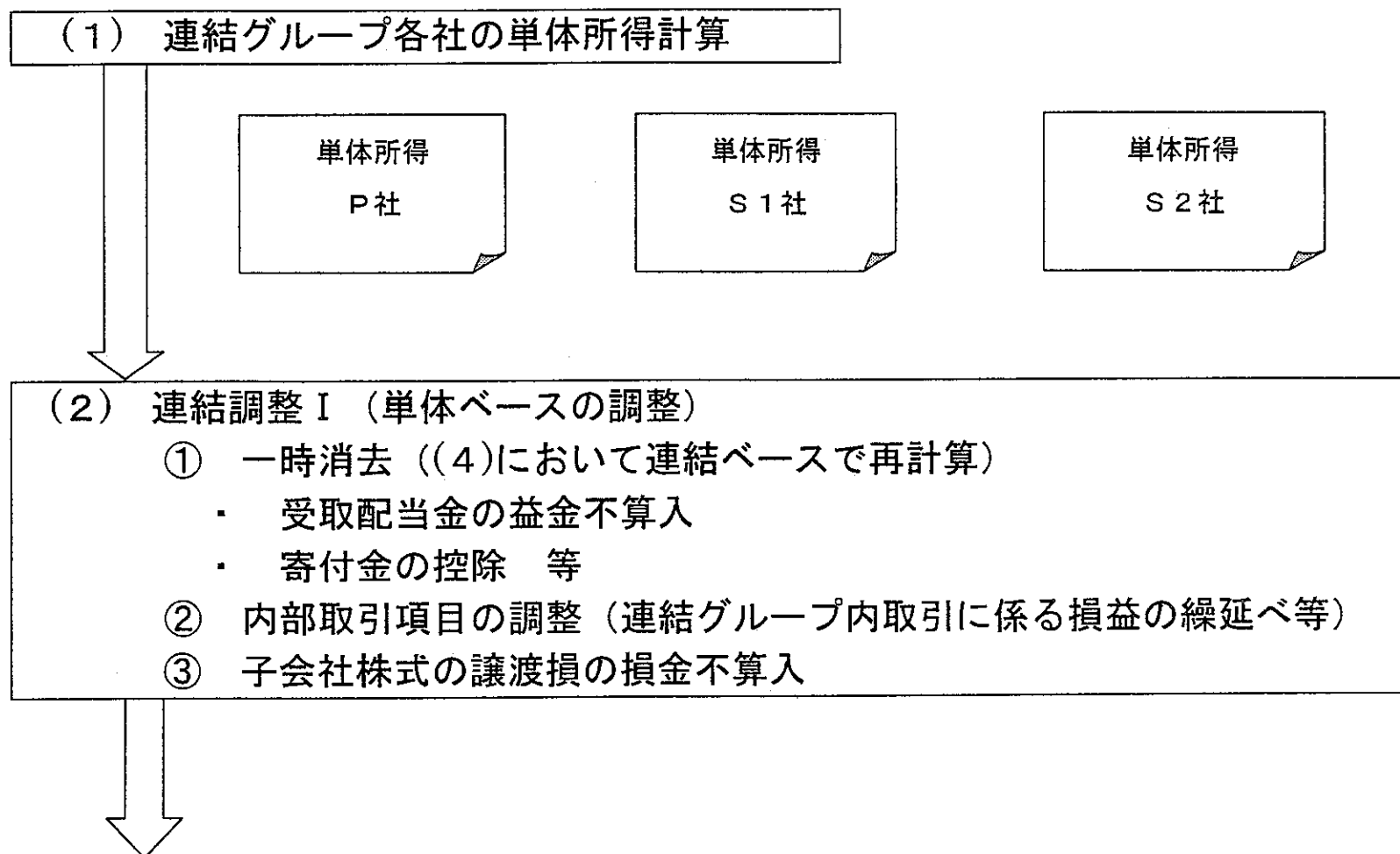
- (1) 連結グループの親会社は、連結納税申告書を提出し、連結税額を納付する。
- (2) 連結納税申告に係る納税の義務は、連結グループの親会社及び子会社がそれぞれ負うが、親会社は自らの義務の履行と子会社の代理人たる地位に基づく子会社の義務の履行として、これらの行為を行う。
- (3) なお、連結税額は、連結グループ内で配分される。

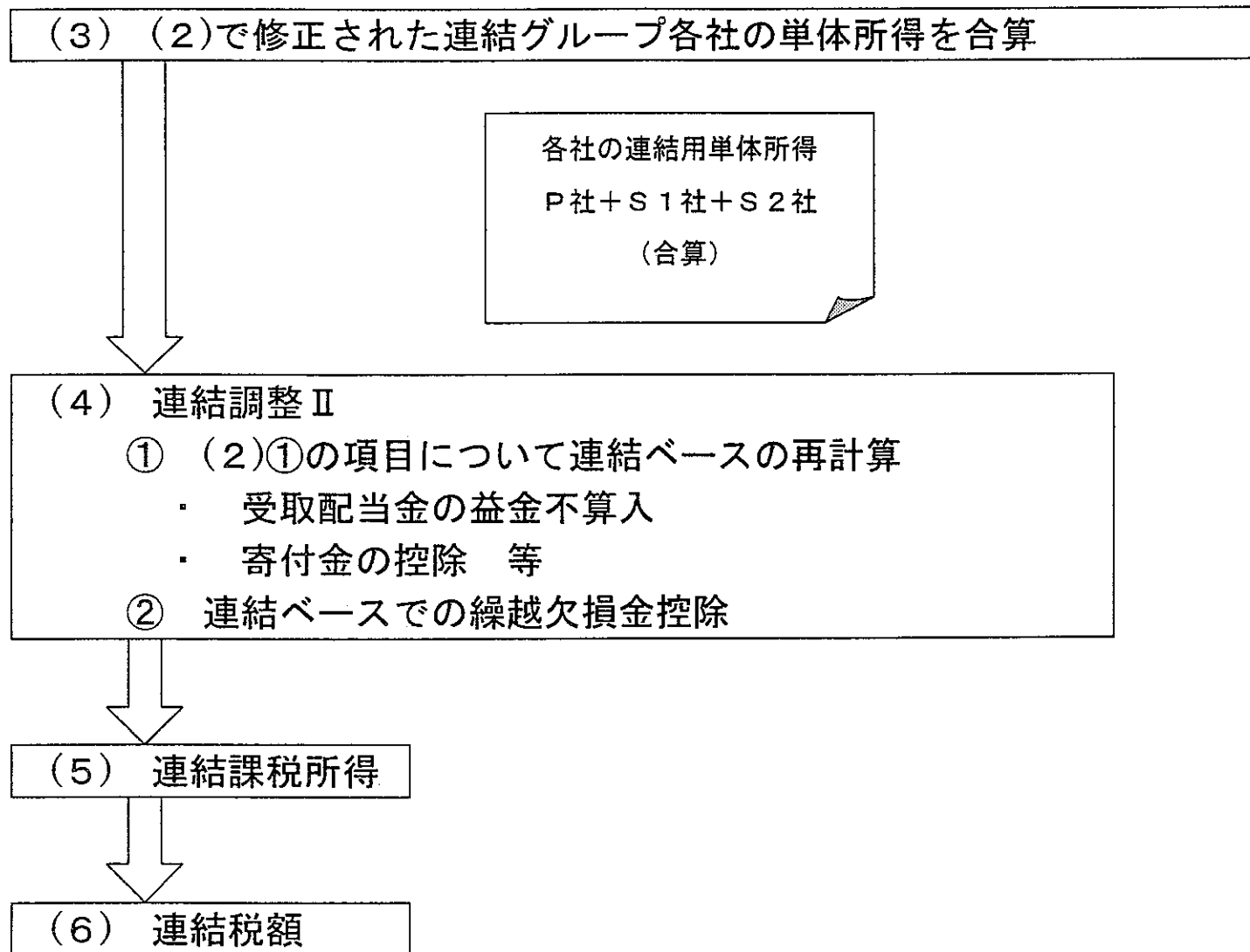
その他

- ・ 子会社の事業年度は、親会社の事業年度に合わせる必要がある。

(別 紙)

連結課税所得及び連結税額の算出の概要（アメリカ）





24. フランスの連結納税制度の概要

連結納税申告の選択

- (1) 連結グループの親会社と子会社は、個別納税申告に代えて連結納税申告を選択することができる。
- (2) 連結納税申告の選択は5年間有効とされ、更新も認められる。

連結グループの範囲

- (1) 連結グループは、株式所有関係を通じた親会社と子会社により構成される。
 - ・ 親会社：他の法人によって直接又は間接に発行済株式（議決権及び配当権のあるもの）の95%以上を保有されていない法人。
 - ・ 子会社：親会社によって直接又は間接に発行済株式（同上）の95%以上を保有されている法人で、連結納税申告の対象法人となることに同意したもの。なお、子会社は、連結納税申告の選択後に、任意に離脱できる。
- (2) なお、外国法人等は、親会社・子会社から除かれる。

連結課税所得及び連結税額の計算

単体所得について、固定資産の内部取引に係る損益の繰延べ等の連結調整を行った上で、連結課税所得及び連結税額を計算する。なお、連結グループ加入前の欠損金の控除については、一定の制限を受ける。

(別紙「連結課税所得及び連結税額の算出の概要（フランス）」参照)

連結納税申告書の提出及び連結税額の納付

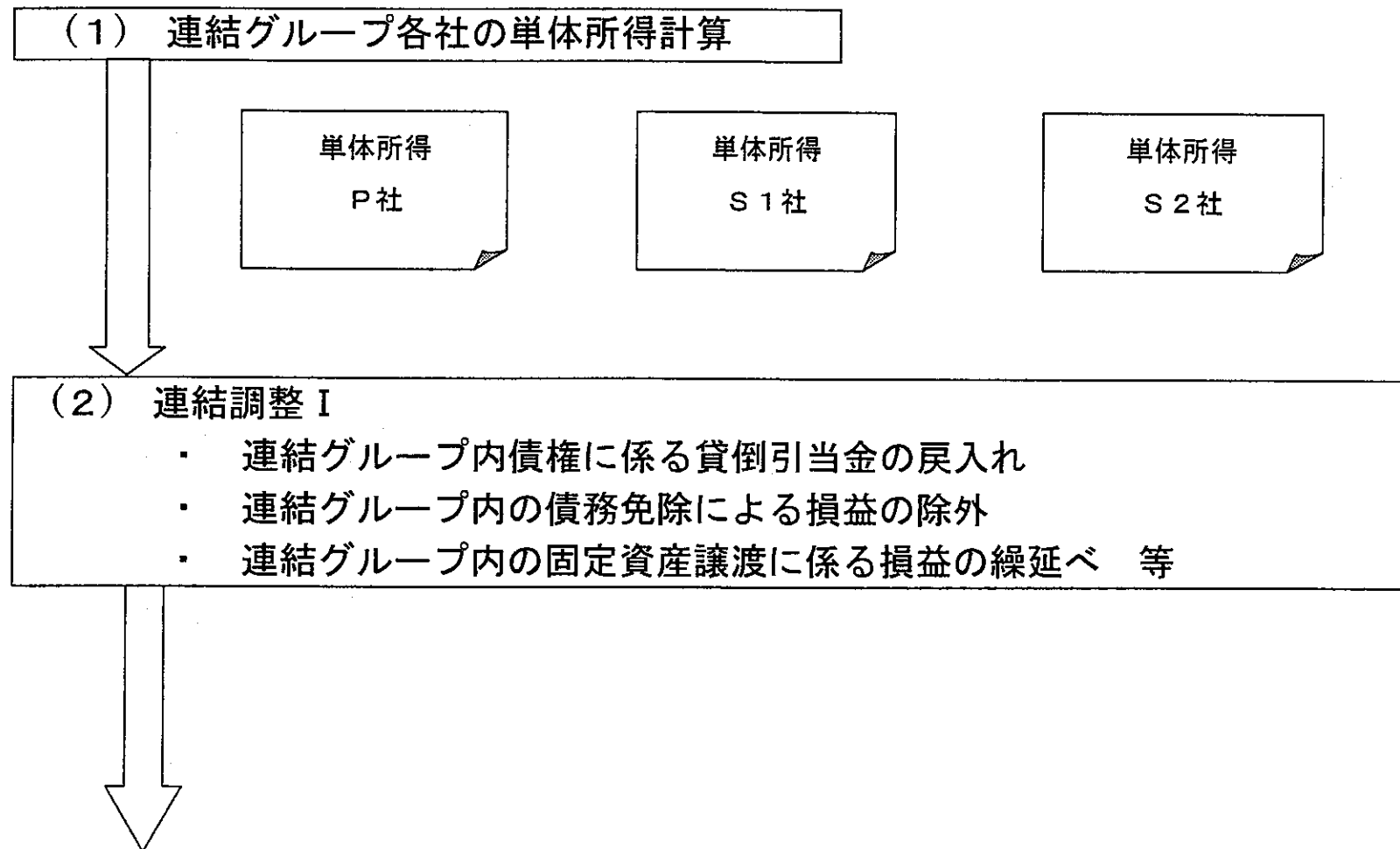
- (1) 連結納税申告書の提出及び連結税額の納付については、親会社が義務を負う。
- (2) 連結グループの各法人は、原則として、一般規定に従って計算した所得金額等を記載した個別申告書を提出する。連結税額が未納の場合に、連結グループ内の子会社は、個別申告を行った場合に計算される当該法人に係る税額相当額を限度として納付の責任を負う。
- (3) なお、連結税額は、連結グループ内で配分される。

その他

- (1) 親会社と子会社の事業年度は、同一でなければならない。
- (2) アメリカの連結納税制度における投資修正のような連結納税制度に連動して子会社株式の帳簿価額を修正するような措置は講じられていない。

(別 紙)

連結課税所得及び連結税額の算出の概要（フランス）



(3) (2)で修正された連結グループ各社の単体所得を合算

各社の連結用単体所得
P社+S1社+S2社
(合算)

(4) 連結調整Ⅱ
・ 連結ベースでの繰越欠損金控除

(5) 連結課税所得

(6) 連結税額

25. 連結納税制度に関する主要検討項目

[連結納税制度の導入の必要性]

- ・ 企業経営の実態
- ・ 商法等の改正
- ・ 企業会計の見直し

[連結納税制度の類型]

- ・ 連結納税制度の類型
- ・ 商法、企業会計との関係
- ・ 連結納税制度の対象法人
- ・ 連結グループの範囲

[納税義務、申告・納付等]

- ・ 納税義務者等
- ・ 申告
- ・ 納税額の分担方法
- ・ 適用要件
- ・ 事業年度
- ・ 会計方法
- ・ 青色申告要件
- ・ 帳簿の作成・保存等
- ・ 罰則の取扱い
- ・ 解散・合併

[連結課税所得の各種計算規定等]

- ・ 基本的仕組み
- ・ 単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い
- ・ 内部取引に係る損益
- ・ 繰越欠損金等
- ・ 投資修正
- ・ 連結税額の計算
- ・ 加入・離脱の場合の課税関係の継続性

[租税回避行為の問題]

[税収減の問題]

[他の税との関連]

[地方税の問題]

項 目	内 容
[連結納税制度の導入の必要性] (企業経営の実態)	・ 企業グループの一体的経営の傾向が強まる中で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。 ・ 企業の組織変更に対し、税制の中立性の観点から、連結納税制度の導入が必要ではないか。 ・ 税制が企業の組織変更に与えるディスティーションを考慮して税制を考えるべきではないか。 ・ 諸外国と企業形態や株主に対する配当政策の考え方に違いがある中で、わが国における連結納税制度をどのように考えるか。 ・ 法人課税の課税単位について、課税の公平の観点からどのように考えるか。
(商法等の改正)	・ 連結決算が導入されていない現行の商法の下で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。 ・ 企業の組織再編の観点から、持株会社化のための独禁法の改正や会社分割法制など商法上の整備が進められている中で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。

項 目	内 容
(企業会計の見直し)	・ 投資家の連結決算重視の傾向が強まる中で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。
[連結納税制度の類型] (連結納税制度の類型)	・ 企業集団を単一の主体として捉えて課税を行うアメリカやフランスのような本格的な連結納税制度の導入を検討すべきではないか。 ・ アメリカの連結納税制度が複雑になっていることについて、どう考えるか。 ・ ドイツやイギリスのような損益振替型の制度は、連結納税と異なり、単なる減税であり、子会社の権限と責任の不明確さを助長するなどの問題があるのではないか。
(商法、企業会計との関係)	・ 現行の法人税制は、商法上の確定決算に基づき課税所得を計算するといった、いわゆる「確定決算主義」を採っていることとの関係をどう考えるか。

項 目	内 容
	・ 現行の商法には連結決算が導入されていないことから、連結決算に係る帳簿等の法的位置づけ、配当可能利益の問題等について、整理が必要ではないか。 ・ 商法に少数株主保護の規定がない中で、少数株主が存在する子会社も連結納税制度の対象とする場合には、商法との整合性等について、整理が必要ではないか。 ・ 税制の簡素化に配慮し、連結財務諸表制度とできるだけ乖離しないように仕組むべきではないか。 ・ 企業会計と税制はそれぞれ固有の目的と機能を有している。適正な課税の実現という観点から必要に応じ、企業会計等と異なった取扱いとすることが適当であり、連結財務諸表制度と連結納税制度を一致させるということには無理があるのではないか。
(連結納税制度の対象法人)	・ 連結納税制度については、中小法人を含めた全ての法人を一律に対象として捉えるのではなく、例えば、連結財務諸表を作成するような法人を念頭に検討を進める必要があるのではないか。

項 目	内 容
	・ 連結納税制度については、中小法人のことも念頭において議論を進めていく必要があるのではないか。 ・ 様々な組織形態の法人が存在しており、連結納税制度の対象となる法人の範囲について、整理が必要ではないか。
(連結グループの範囲)	・ 連結対象となる子会社の範囲について、どのように考えるか。 ・ 連結対象となる子会社の範囲を考える場合、少数株主の問題を考慮する必要があるのではないか。
[納税義務、申告・納付等] (納税義務者等)	・ 納税義務者を親会社一社とするのか各構成会社とするのか。 ・ 連結法人税を連帯納税義務とする等その確実な徴収確保のための措置を講ずる必要があるのではないか。
(申告)	・ 親会社及び子会社は、連結納税制度の下でそれぞれどのような申告を行うこととするのか。

項 目	内 容
(納税額の分担)	・ 連結法人税額の配分(又は分担方法)について、どのように考えるか。
(適用要件)	・ 連結納税制度の適用は、選択制とするか。 ・ また、連結納税制度の適用を選択した場合には、継続適用とするか、あるいは、一定年限で更新することとするか。 ・ 連結子会社は、全社加入を要件とするか。
(事業年度)	・ 親会社と子会社の事業年度は、統一すべきか。
(会計方法)	・ 親会社と子会社の会計方法は、統一すべきか。
(青色申告要件)	・ 青色申告要件について、どのように考えるか。
(帳簿の作成・保存等)	・ 連結納税用の帳簿書類の作成・保存をどのように求めるか。

項 目	内 容
(罰則の取扱い)	・ 罰則の対象者等、罰則の取扱いについて、どのように考えるか。
(解散・合併)	・ 連結グループ法人について、解散・合併が行われた場合の取扱いをどのように考えるか。
[連結課税所得の各種計算規定等] (基本的仕組み)	・ 連結課税所得の計算は、連結グループ内の個々の法人の確定した決算に基づき計算した所得に、一定の連結調整を行って計算することとするのか。
(単体課税を前提とした各種所得計算規定の取扱い)	・ 法人の資本金額や所得金額、さらには業種等を基準とした各種措置の取扱いについて、どのように考えるか。 例えば、寄附金の損金算入額の計算や交際費の損金不算入額の計算といった法人の資本金額や所得金額を基準とした各種措置の限度額計算について、どのように考えるか。 個々の法人が課税単位であることを前提としている各種租税特

項 目	内 容
	別措置においても、資本金額、所得金額、業種等が用いられているが、その適用関係について、どのように考えるか。
(内部取引に係る損益)	・ 内部取引に係る損益の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 内部取引に係る損益を繰延べ又は消去する場合に、その対象や方法について、どのように考えるか。
(繰越欠損金等)	・ 連結グループへの加入・離脱があった場合の繰越欠損金の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 資産の含み損の取扱いについて、どのように考えるか。
(投資修正)	・ 投資修正については、諸外国においても導入状況が異なっている中で、どのように考えるか。 ・ 子会社株式の譲渡損について、どのように考えるか。

項 目	内 容
(連結法人税額の計算)	・ 現行においては、法人の規模等に応じて適用される法人税率に格差があるが、その取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 連結グループに対して適用する税率について、現行の法人税率と異なる税率とすることは考えられないか。 ・ 法人の規模を基準とした税額控除制度の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 地方税と一体で制度設計されている外国税額控除制度の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 土地譲渡益追加課税の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 同族会社の留保金課税の取扱いについて、どのように考えるか。
(加入・離脱の場合の課税関係の継続性)	・ 連結グループへの加入・離脱があった場合の様々な技術的問題点について、課税関係の継続性をどのように図っていくのか。
[租税回避行為の問題]	・ 連結グループへの加入・離脱を利用した租税回避行為の問題に対し、どのように対応するか。

項 目	内 容
	・ 欠損金等を利用した租税回避行為の問題に対し、どのように対応するか。
[税収減の問題]	・ 連結納税制度の導入に伴う税収減の問題について、どのように対応するのか。 ・ 連結納税制度の導入に伴う税収減への対応として、アメリカの連結付加税を参考としてもよいのではないか。 ・ 連結納税制度導入による税収減は、主に、期間差異によるものであることから、仮に、その増収策として付加税を導入する場合であっても、低税率とすべきではないか。 ・ 現在のような財政状況の下で、税収減となる連結納税制度の導入を行うことができるのか。 ・ 連結納税制度の導入によって法人税負担が減少する場合に、国民に対して、どのように説明するのか。

項 目	内 容
[他の税との関連]	法人税に連結納税制度が導入される場合には、その具体的仕組み如何にもよるが、関連して法人住民税や消費税といった税についても検討すべき点が出てくるのかどうか、必要に応じ、別途議論する必要があるのではないか。
[地方税の問題]	- 地方税収全体の減少や個々の地方団体の税収変動、地方団体ごとの受益に応じた税源帰属などの問題について、どのように考えるか。 - 法人事業税については、外形標準課税の導入の議論を前提に考えるべきではないか。

26. 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月〕
〔税制調査会〕

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(4) 連結納税制度

連結納税制度については、後に述べるように、法人課税の体系全般に及ぶ検討が必要であることから、法人課税小委員会を再開し、検討を開始しました。先般、連結納税制度を検討するに際しての主要検討項目をとりまとめたところです。

最近の企業経営をみると、企業集団の一体的経営の傾向が強まっています。また、法制面でも、独占禁止法において持株会社の設立が原則として解禁されたこと、商法において会社分割法制の導入が検討されていることなどの動きが見られます。こうした中で、企業の経営環境の変化に対応する観点や国際競争力の維持・向上に資する観点、さらには企業の経営形態に対する税制の中立性を図る観点から、わが国においても、連結納税制度の導入を目指し、鋭意検討を進めることが適当と考えます。

諸外国で導入されている企業集団に着目した税制を見ると、いくつかの類型があります。わが国に連結納税制度を導入するための具体的な検討を行うに当たっては、まず導入すべき類型を検討する必要があります。その類型については、米国などのような連結納税型と、英国のような損益振替型に区分することができます。このうち、英国の損益振替型の制度は、連結対象や振替額を任意に調整することが可能であり、企業集団の一体性に着目した制度ではありません。わが国に、企業集団に着目した新たな税制を導入するに当たっては、個々の企業の自立を

促しつつ、企業集団の経済的一体性に着目して制度を構築するという理念の下、企業の経営形態に対する税制の中立性の観点などを踏まえ、米国において導入されているような本格的な連結納税型の制度を導入することが適当と考えます。

そのような本格的な連結納税制度は、個々の法人を課税単位としているわが国の法人税体系に新しい法人税体系を導入するものであり、個々の法人を単位として課税する現行の法人税体系との整合性を確保するためには、次のような多岐にわたる項目についての検討が必要と考えます。

- ・ 納税義務、申告、納付等
 - 〔 納税義務者等、申告、納税額の分担方法、適用要件、事業年度、会計方法、青色申告要件、帳簿の作成・保存等、罰則の取扱い、解散・合併 〕
- ・ 連結課税所得の各種所得計算規定等
 - 〔 基本的仕組み、単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い、内部取引に係る損益、繰越欠損金等、投資修正、連結税額の計算、加入・離脱の場合の課税関係の継続性 〕
- ・ 租税回避行為の問題
- ・ 税収減の問題
- ・ 他の税との関連
- ・ 地方税の問題

連結納税制度を導入するに当たっては、国際的にも遜色のない、21世紀のわが国の法人税制としてふさわしい制度を構築する必要があり、このため、法人課税小委員会において、検討を深めていくこととしています。